

# 「パパかママか」から「パパもママも」へ

単独親権撤廃署名はこちら→<https://chn.ge/2EbREiI>

## 目黒区虐待死事件を生んだ日本の家族観

目黒区で3月、5歳の結愛さんが虐待によって亡くなって、児童相談所の介入強化が議論されている。結愛さんを殺したのは「両親」とされているが、実際には母親とその再婚相手が検挙されている。殺された結愛さんは「前のパパがよかった」と書き残している。つまり、自分の父を「前のパパ」としか呼べなかったのだ。

子殺しに歯止めがかからないまでにこの「家族」は孤立していた。女手一つで子どもを育てるのは大変だから、「子どものために再婚したら」と離婚した母親は言われる。結婚相手に子どもがいれば父親は「身を引く」ことが美德とされる。そして育児経験のない母親の再婚相手はいきなり「父親」として振る舞うことを求められる。「家族」としての体裁（戸籍上の家族の形）を守るために当事者たちは必死だった……それが虐待を生んだ背景にある。

## どうしてできない？ 別れた後の共同子育て ～日本の離婚は「残酷」、国際的には拉致

子どものいる夫婦が別れる場合、日本では親権をどちらかの親に決めて離婚する（未婚の場合はもともと母親）。結愛さんの両親のように、離れて暮らす親がどう子どもとかわかかなんて考えてなかった。

その上日本の裁判所は子どもを確保しているほうに自動的に親権を与える。子どもに会いたいと裁判所に訴えてもなかなか会えず、会っても月に1回2時間が一般的。子どもに会えない苦しみから、多くの親が諦めたり自殺したりしている。

そのため、親権を取り、有利に離婚するための連れ去りが横行している。国際結婚の破たん時に母親（父親）が日本に子どもを連れ去って戻さないことが「拉致」として国際的に批判を浴びた。でもこれは日本国内の問題だ。実際に、「英国人の多くは日本の家族法を、夫婦間に葛藤が生じたとき連れ去りや面会拒否を促す悪名高き『人さらい憲章』とみなしてきた」（英国の市民団体「チルドレン・アンド・ファミリーズ・アクロス・ボーダーズ」責任者のアンデ



イ・エルビン氏、8月29日ヤフーニュースから。写真は父親の親権強化を訴える英国の父親たち。

## 連れ去りを禁止すればDVから逃げられなくなる？

……だから単独親権と親子の引き離しはやむを得ない？ でも、親による子の拉致（実子誘拐）が刑事事件とされる国でもDVはある。日本では、実際に暴力があったかどうかなんて調べも判定もされないのに、連れ去ったことがDV被害者の証明になる。暴力も実子誘拐も、男女問わずに被害者が刑事的な介入や、家族関係を修復する支援も求められないとおかしい。弁護士や女性支援団体が「親権がほしければ子どもを連れて家を出ろ」とホームページに掲げて、連れ去らない母親を批判したり、男性が被害者なんてありえないから実子誘拐を取り締まらないなんてやっぱりおかしい。

## 子育ては別れた後も

子どもは父母がいて生まれる。「それは当たり前のこと」と気づいたほかの国では、今の日本のような単独親権（「パパかママか」）は時代遅れだ。別れるのが親の都合なら、離婚原因を問わずに双方が子育てに関わるのが親の責任（共同親権、「パパもママも」と法律も変わった。子どもにとって離婚とは家が二つになること。お金は分けられるけど子どもは分けられない、だから養育時間を分ける……それが共同親権の考え方だ。戸籍の形だけが家族のあり方じゃない。単独親権という足かせをとりはずして、子育ての男女平等を実現しよう。（2018.9.8 宗像 充）

TEL 0265-39-2067

メール [contact@kyodosinken.com](mailto:contact@kyodosinken.com)



キネット 共同親権運動ネットワーク

# 知っていますか？ 片親疎外(引き離し)

両親の離別をきっかけに、子どもが別居親に対してだけ強い拒絶を示すことは、片親疎外 (Parental Alienation) と呼ばれ、共同親権の国々では虐待行為として広く知られています。子ども本人や同居親 (やその親族) によって、別居親と会うことが正当な理由なく拒絶されている状況も片親疎外と呼ばれます。

直前までパパ (ママ) のことが大好きだった子どもが突然親を避けるようになったり、激しい誹謗中傷を繰り返したりするので別居親は戸惑い、同居親は、「子どもの意思だから」と引き離し行為を正当化します。しかしこういった症状は、別居親に対する嫌悪感や恐怖心を抱いた同居親が、自分の意向を子どもに刷り込み (洗脳する)、子ども自身が同居親の意向を自分の意向であるかのように表明することで生じます。同居親の側が直接別居親の悪口を言ったり交流を制限しなくても、別居親の存在を無視したり (父親を「あの」と呼んだり)、不機嫌になったりすれば、別居親への愛情を子どもは素直に示せなくなるものです。

裁判所や学校、役所では、一方の親の関与を否定したい同居親の意向を反映して、「親権がないから」「育てていないから」という理由で、親子を引き離したり、園や学校への関与を正当な理由なく排除することが少なくありません。子どもを連れ去るわけでもないのに、親権のない別居親が子どもの授業参観を見ても同居親の親権を侵害していることにはなりません。「子どもにとって離婚とは家が二つになること」なので、同居親の家庭に提供される行政サービスが、別居親の家庭では制約されるべきでもありません。たとえば、親であれば通常受け取れる配布物を、学校が不当に渡さなかったりすれば、それはハラスメントであるだけでなく別居親に対する差別です。親権がないことでその行政判断を正当化はできません。

こういった知識は日本ではあまり知られていませんし、日本で親子引き離しを生業にしている弁護士や支援者は、こういった心理学上の知見を否定しがります。そうすると周囲は、別居親の言動が子どもや親の拒否の原因であるかのように別居親を非難し、差別に苦しんだ父親たちが毎年のように自殺しています。自身の親との触れ合いを制約され、周囲からも親が差別される状況は子どもの自尊心を傷つけ、将来人間関係を形成するにおいて、様々な問題を子どもが抱える原因にもなります。



2018・8・22